

公職選挙法による寄附禁止

ルールを厳守します！

次のものを除く寄附行為は、罰則の対象となります。

政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
政治家本人が自ら出席する葬儀や通夜における香典

寄附の禁止

ケース

政治家が町内会の運動会に寸志を持参したり、各種の会合にお弁当を差し入れると処罰されることとなりますか。

寄附禁止ポイント

公職の候補者等が選挙区内で行われる運動会や各種の会合に寸志として金品を持参することは寄附にあたり、罰則をもって処罰されます。

寄附の禁止

ケース

政治家本人でなく代理者が葬

式の際、供花、花輪を親族でない選挙区内にある人に対して出すことはできませんか。

寄附禁止ポイント

公職の候補者等の秘書や配偶者などの親族が結婚披露宴や葬式に代理出席して候補者等の祝儀や香典を相手方（親族でない選挙区内にある者）に対して供与することは罰則をもって禁止されています。

寄附の禁止

ケース

香典は金銭に限りますか。例えば、香典の代わりに線香を持つて行くことは可能ですか。

寄附禁止ポイント

香典は金銭に限られています。香典の代わりに線香を持って行くことは罰則をもって禁止されています。

寄附の禁止

ケース

政治家が「通夜」に自ら出席して香典を供与することは処罰の対象となりますか。

寄附禁止ポイント

政治家が葬式の日までの間に自ら弔問してその場においてする香典は罰則の対象とされていません。いわゆる「通夜」に政治家が自ら出席して香典を供与する場合は処罰の対象とはなりません。

寄附の禁止

ケース

後援会は、その会員の葬式に花輪や香典を出すことができますか。

寄附禁止ポイント

その会員が選挙区内にある者である場合には、罰則を持って禁止されています。

あいさつ状の禁止

ケース

答礼のため、印刷した暑中見舞状に政治家が署名したものを選挙区内の人に出すことはできませんか。

禁止ポイント

答礼のため自筆によるあいさつ状は禁止されていませんが、印刷されたあいさつ状に単に署名するだけでは自筆によるものとは認められませんので、できません。

あいさつ状の禁止

ケース

答礼していない昨年の年賀状に対して、今年その答礼として年賀状を出すことは可能でしょうか。

禁止ポイント

あいさつ状と認められますので、できません。

公職選挙法により寄附行為等が禁止されております。

何とぞ議員の立場をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】
選挙管理委員会（内線342）
5314111

公職選挙法遵守に関する決議を可決しました!!

ご存知ですか？

法律で選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、禁止されています。有権者が要求することもできません。

議会全員協議会で更に次のことを確認しました。

問

公職選挙法について市民へのPRはどのような方法でおこないますか？

答

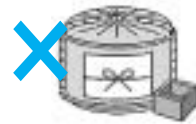
市政だよりなどによる周知と町内会等の催しをされる各種団体に文書でお知らせしたい。

問

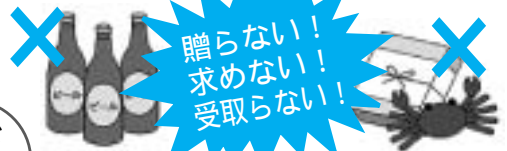
運動会については、お弁当が準備されている場合があるので、行きにくくなります。

答

議員は寸志等を持っては行けませんので、教育委員会を通じご協力をお願いをしております。

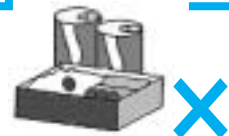


お祭りの寄付や差入



寸志や飲食

お歳暮など



運動会の飲食物の差入



問

年賀状等のあいさつ状禁止（答礼のための自筆によるものを除く）には、電報も含まれていますが、甲電はどうなりますか？

答

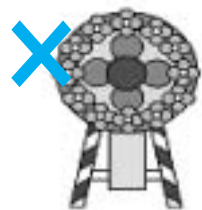
甲電は禁止されていません。香典は、本人が持って行かなければなりません。代理出席は、禁止されています。

問

開店祝にのし袋に包まず、飲食代として持って行くことはできますか？

答

お祝いの意図が入っていれば、それは処罰されます。純粹に飲食代として支払う部分は良いのですが、本人の意思がお祝いになれば、処罰の対象になります。



落成式・開店祝の花輪